

全日遊連が「依存対策実施状況調査」まとめる

各種依存対策の実施率は高水準で推移 今後の課題は来店客や一般への周知

全日遊連が行った「依存対策実施状況調査」の結果によると、昨年はホールの現場が新型コロナウイルスの感染拡大防止策などに追われながらも、恒久的な課題とされている依存対策における各種施策で高い実施率を示した。調査は2020年7月から9月にかけてインターネットによるアンケート形式で実施。対象ホール数8423店のうち、87・6%にあたる7381店が回答。回答期限を延長し、前回調査と同水準の回答率となった。

アドバイザーへの相談247件 プログラムのニーズ窺える結果に

全日遊連がまとめた2020年における組合員ホールの依存対策実施状況調査の結果によると、業界団体で定めた基本的な各種取組み事項で高い実施率を示したことがわかった。今後の課題は、安心パチンコ・パチスロアドバイザーや自己申告・家族申告プログラムといった、業界が展開する各種施策の対外的な周知になりそうだ。

高水準で実施されていた項目は、依存対策ガイドラインとその付属マニュアルの入手及び内容確認、18禁の表示、RSN相談窓口告知ポスターの掲示、こ

どもの事故防止に関する告知物の掲示、さらにはチラシなどにおける共通標語の使用など。いずれも95%以上の実施率となっている。

なかでも、RSN相談窓口告知ポスターについては、その設立以来、一貫して掲示を要請してきた結果、ほぼ100%に近い掲示率となった。未掲示のホールも、「掲示していたが劣化のため一時的に剥がした」「ポスターがない」「ポスター以外の方法で告知している」という理由だった。全日遊連では、ポスターの現物を3カ月ごとに2枚、機関誌とともに各店舗に送付しているほか、組合員専用ホームページやRSNのホームページからダウンロードできることを周知するよう、各都府県方面遊協に

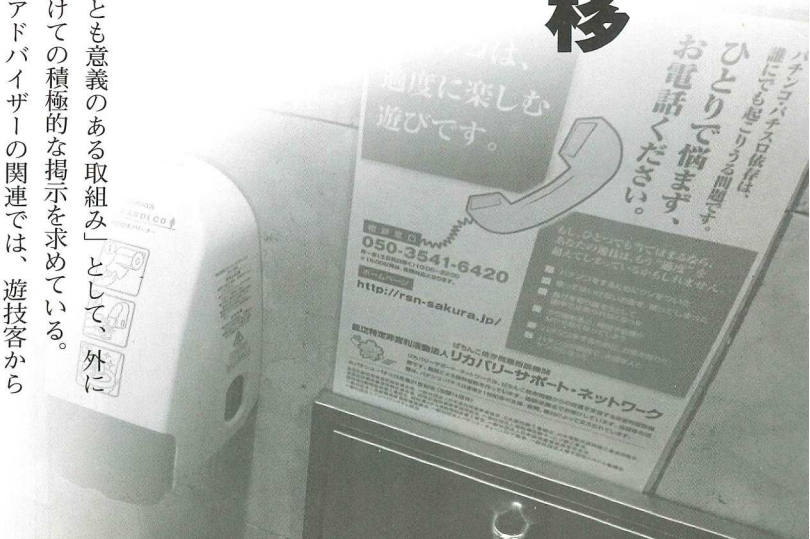
促している。

また、ポスターの掲出場所については、店舗内のトイレとの回答が全体の4分の3でトップだったが、RSNからは一人で落ち着いていられるトイレへの掲示を要請されていることから、引き続き指導するよう求めている。

安心パチンコ・パチスロアドバイザーは1名以上在籍しているホールが全体の98%に上った一方、その告知ポスターの掲示は87%に留まっていることが分かった。うち、店内に掲示しているホールが81%で、店舗入口に掲示しているホールは約7%だった。全日遊連では、「アドバイザーは問題を抱えている遊技客の家族にとっても身近に駆け込める存在であり、告知ポスターを店舗入口に掲示する

ことも意義のある取組み」として、外に向けての積極的な掲示を求めている。

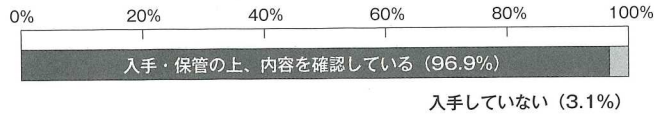
アドバイザーの関連では、遊技客から遊び方やのめり込みについての相談を受けたホールは695店舗で全体の9・3%だった。2019年調査の538店舗、6・7%より増加した。のめり込みに関連する悩みは247件で、その半数近い111件が「(自分または家族を)出入り禁止にしてほしい」「上限金額の設定をしてほしい」というものだった。相談に対して、自己申告・家族申告プログラムに誘導したり、入店時に声掛けを行うなどの対応をとった件数が57件あった。また、のめり込みに関連する相談のうち64件が家族から寄せられたものだったという。



【2020年依存対策実施状況調査】

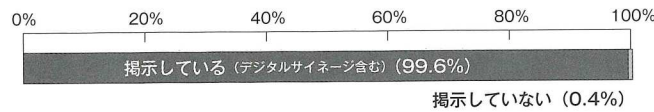
● 「依存対策ガイドライン」及び「付属マニュアル」について

Q1: 「依存問題対策ガイドライン」及び「付属マニュアル」について

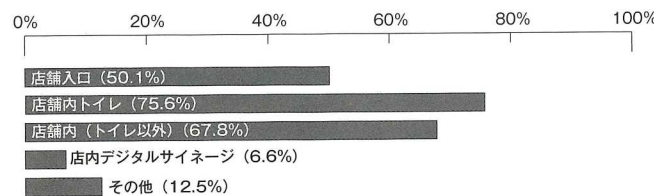


● リカバリーサポート・ネットワーク相談窓口告知ポスター掲示状況について

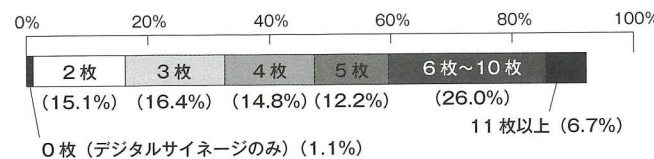
Q1: リカバリーサポート・ネットワーク相談窓口告知ポスター掲示状況について



Q2: 相談窓口告知ポスターをどこに掲示していますか (複数回答)



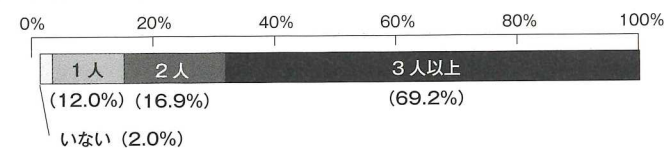
Q3: 相談窓口告知ポスターは何枚掲示していますか



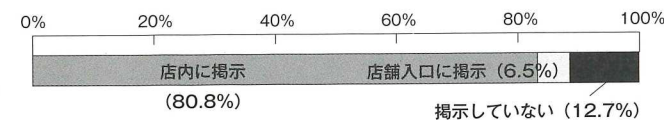
掲示していない理由/ポスターが劣化しているため一時的に剥がしている (3) / ポスターがない (3) / ポスター以外の方法で告知している (4) / 強制されているものではないから (2)

● 「安心パチンコ・パチスロードバイザー」活動状況について

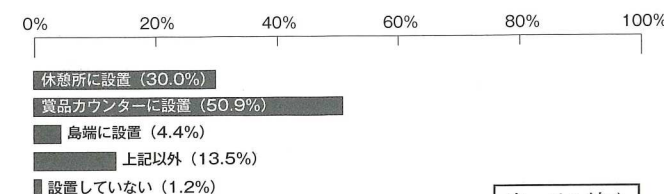
Q1: 貴店には「安心パチンコ・パチスロードバイザー」が何人いますか



Q2: 貴店ではアドバイザーがいる旨を告知するポスターを掲示していますか



Q3: 貴店では、「安心パチンコ・パチスロリーフレット」を店内に設置していますか



次ページへ続く

この結果について全日遊連では、自己申告・家族申告プログラムのニーズの高さが窺えるとしているほか、現場にいるアドバイザーは、その可能性も含め、問題を抱えている遊技客や家族にとって身近に相談できる存在だとしている。

安心パチンコ・パチスロリーフレットの設置は99%で高い実施率を示した。ただし、遊技産業健全化推進機構が昨年4月から9月まで行った調査によると、医療機関の紹介に関する最新のリンクを掲載しているリーフレット (第2版) の設

置率は27%に留まっていたという。

**実施率がさらに向上した
18禁表示と共通標語の使用**

依存対策であらためてその徹底が求められている「18歳未満立入禁止」の表示は、今回、実施率が100%になった。周知の通り、18歳未満の者を客として入場させることは風営法における禁止行為で、また営業所が18歳未満立入禁止を入り口等に明示することも規定されている

が、前回調査では8店舗、率にして0.1%が「表示していない」と回答していた。これについて全日遊連では、前回の質問項目には「風営法18条に規定されている」という文言を入れていなかったことで生じた、誤解による回答だったとしている。全日遊連が個別に確認したところ、法で定められている表示はなされていたという。

その18禁関係では、18歳未満の可能性があると認められた者に対する身分証明書等による年齢確認では、0.1%、11

店舗が実施していないと回答している。年齢確認はギャンブル等依存症対策推進基本計画でも求められている。

また、子どもの事故防止に関する取組みでは、子連れでの入場禁止などの告知を行っているホールは前回調査よりもアップして97%がこれを告知し、高い水準を維持した。掲示場所は、ホール入口が71%でもっとも多く、次いで駐車場が55%、以下、店内、その他が続いた。

ホール駐車場における事故は、巡回活動などによって2017年以降発生して

いないが、ホール以外の場所における子どもの車内放置事故が社会的関心を集めているとして、全日遊連では、一般社会への周知を図る意味合いからも、関係するポスターを店舗入口にも掲示するよう求めている。

パチンコ・パチスロ産業21世紀会で定めた店舗の宣伝媒体に使用する共通標語、「パチンコ・パチスロは適度に楽しむ遊びです。のめり込みに注意しましょう」は、98%のホールが使用した。こちらも前回調査を上回る高い実施率を示し

4分の3の導入に達した 自己申告・家族申告プログラム

自己申告・家族申告プログラムも前回

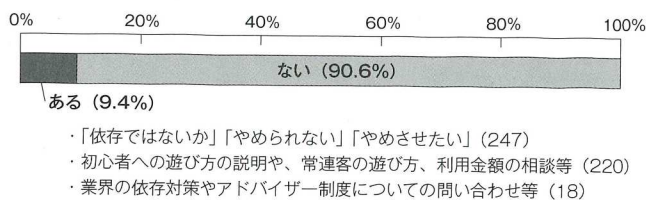
ており、2020年度から新たに加わった「パチンコ・パチスロは18歳になつてから」の標語も初年度ながら8割弱が採用している。これらの2つの標語をセットにしたデザインも制作していることから、全日遊連ではこの切替を進めるよう求めている。

調査よりも導入店が増え、全体の4分の3のホールがこれを実施していることがわかった。導入率は自己申告で12%、家族申告で14%。各店舗が配置した安心パチンコ・パチスロードバイザーが遊技客等から具体的に受けた相談内容の多くが入店制限に関連するもので、のめり込みを自覚している遊技客やその家族にとってプログラムのニーズが高いことが窺われた。全日遊連では、スタッフの声掛けで上限金額を設定したり入店制限を提案することは、こうした人々に安心できる

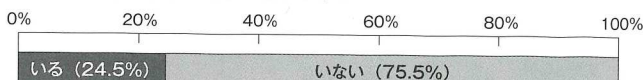
遊技環境なるとして、未導入店への指導を進めていく考えを示している。

また、プログラムを導入しながら、この告知をしていない回答が106店舗1・8%あったほか、プログラム申込書を常設していない店舗も137店舗2・4%あった。全日遊連では、各都府県方面遊協に対して、「プログラムは導入を告知し、お客様に認知されることではじめて機能する。問い合わせに即応するためには申込書の常設が必要であり、速やかな対応の指導をお願いしたい」として

Q4: 貴店のアドバイザーは、お客様から遊び方やのめり込みについての相談を受けたことがありますか

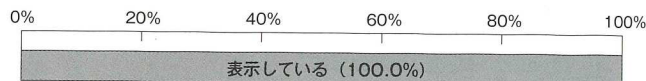


Q5: 貴店には、2020年3月よりスタートした「登録アドバイザー」制度にエントリーされたアドバイザーはいますか

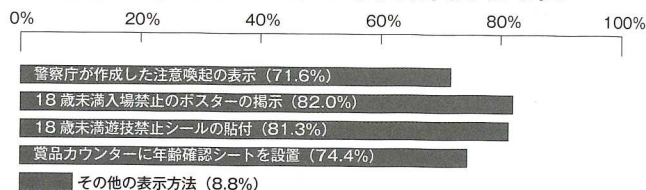


●「18歳未満立入禁止」の表示等について

Q1: 貴店では、風営法第18条に規定されている、ホール入口の「18歳未満立入禁止」の表示をしていますか

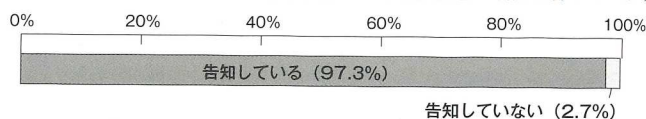


Q2: 貴店では、「パチンコ店における依存問題対策ガイドライン」で規定されている「18歳未満立入禁止」の表示について、どのような表示をしていますか

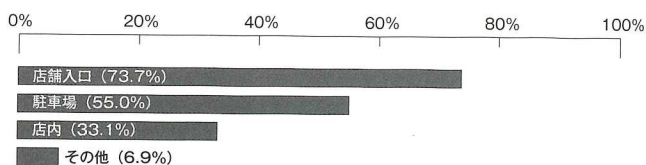


●「子どもの事故防止」「子連れでの入場禁止」告知物の掲示状況について

Q1: 貴店では、「子どもの事故防止」「子連れでの入場禁止」の告知を行っていますか

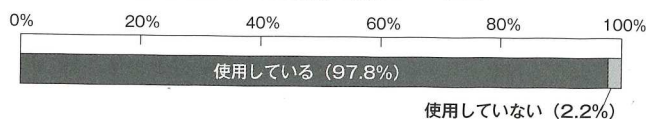


Q2: 告知物を店内のどこに掲示していますか



●「共通標語」の使用状況について

Q1: 貴店では、自店の宣伝媒体に共通標語を使用していますか

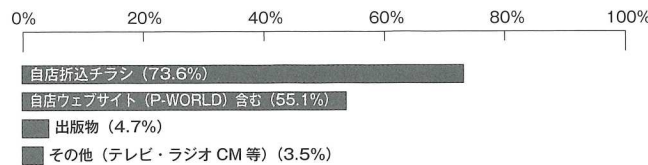


次ページへ続く

Q2：貴店では、自店の宣伝媒体に新たな共通標語を使用していますか

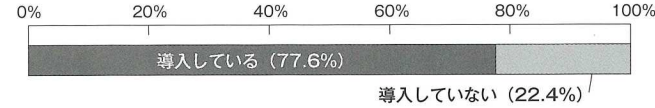


Q3：共通標語をどの媒体で使用していますか（複数回答）

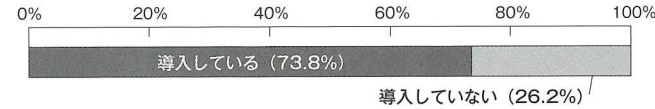


●「自己申告・家族申告プログラム」の導入状況について

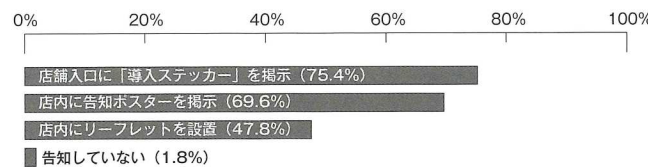
Q1：貴店では、「自己申告プログラム」を導入していますか



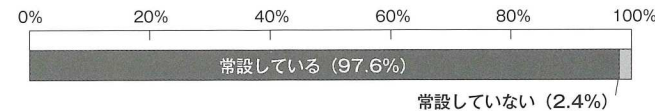
Q2：貴店では、「家族申告プログラム」を導入していますか



Q3：「自己申告・家族申告プログラム」の導入を告知していますか（複数回答）

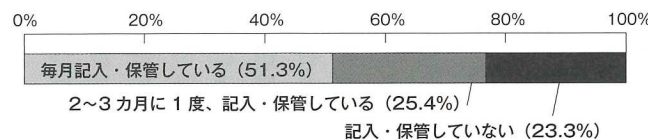


Q4：お客様から相談があった際、プログラム申込書をすぐに手渡せるよう常設していますか

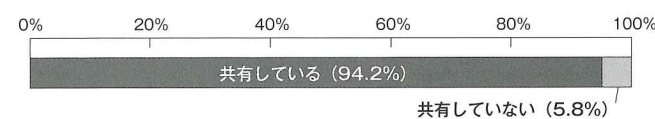


●「依存問題対策実施確認シート」の使用状況について

Q1：貴店では、「依存問題対策実施確認シート」の定期的な記入・保管を行っていますか



Q4：貴店では、保管している「依存問題対策実施確認シート」の記入内容について、スタッフと情報共有していますか



いる。また、公式のプログラムの導入店の数は、日遊協への「導入開始報告書」を元にすることから、報告書の未提出店舗への指導も行うよう求めている。

約1年前から運用を開始した、各ホールで記入・保管する「依存問題対策実施確認シート」は、これを毎月記入・保管しているホールは全体の半数を超えたが、一方でこれを行っていないホールが4分の1に達している。

確認シートは、店舗の管理者がおおむね月に1回の頻度で記入し、これを保管

することで従業員間の情報共有を行うとともに、遊技産業健全化推進機構が行う「依存防止対策調査」で必要に応じて調査員に提示できるように、従業員が閲覧しやすい場所に常置するもの。リカバリーサポート・ネットワークの相談窓口、安心パチンコ・パチスロアドバイザー、さらには自己申告・家族申告プログラムの告知状況や相談の有無のほか、共通標語や子どもの事故防止、18禁対策、従業員教育の実施状況、適度な遊技方法の紹介などのチェック欄を設けた。

全日遊連では、シートは責任者以外のスタッフで店舗の対策を共有する意味合いもあることから、未対応ホールへの指導を要請している。

◆.....◆

今回の全日遊連の調査結果からは、一方でコロナ対応などに追われながらも業界の恒久的な課題とされた依存問題対策に、各地のホールが着実に取り組んでいることが示されている。業界の依存を第三者の視点でチェックする有識者会議も、その答申で一連の取組みを評価している

が、一方ではそれらの取組み内容を世間に広める必要性を指摘している。今回の調査結果でも、子どもの事故防止や家族申告プログラムなど、外に向けて発信する必要性が指摘されている項目もある。

いづれにしても、先の遊技規則の改正に示される通り、業界における依存問題への対応は業の疲弊を加速させる要因になっている現実は否めない。今回の各種施策の高い実施率を背景として、業の疲弊、衰退を食い止める施策を並行して考えていくべき時期かもしれない。